



市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課

FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「国民年金の扶養について」

① 先月結婚退職しました。これまで毎月給料から厚生年金保険料がひかれていましたが、サラリーマンの妻は夫の扶養になると、国民年金の保険料は払わなくてもいいのでしょうか？また、その手続きはどのようにすればいいのでしょうか？

(28歳 女性)

② 先月離婚しました。これまでは、サラリーマンの夫の扶養で国民年金保険料は納めていませんでした。扶養から外れると自分で保険料を払わないといけないと聞きましたが、本当でしょうか？また、手続きはどこですればいいのでしょうか？

(39歳 女性)

社会保険事務所の職員等を装った不審者による電話や訪問、不審な郵便物にご注意ください

社会保険事務所の職員を装い、電話で個人情報を聞き出すなどの事件が全国的に発生しています。不審に思われる訪問や電話等があった場合は、相手の所属・氏名を確認し、お近くの社会保険事務所等へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 宇部社会保険事務所 (☎ 33-7111)

お答えします

担当課 健康増進課年金老人医療係 (☎ 82-1178)

厚生年金や共済組合に加入している方に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金に加入していますが、保険料は、配偶者の加入している年金制度が負担しますので、**ご質問①**の場合、扶養されている間は自分で保険料を納める必要はありません。その手続きは、配偶者の勤務先で行うことになります。

また、**ご質問②**の場合のように、扶養されている人の収入増や離婚などで配偶者の扶養から外れたとき、または配偶者が退職したり、65歳になって厚生年金や共済年金の資格がなくなったときは、住所地の市町村役場で手続きが必要になり、自分で保険料を納めることになります。年金の届出を忘れていると年金が受給できなくなることがありますので、年金手帳を持って必ず手続きをしましょう。

なお、保険料納付が困難な場合は、免除の制度もありますので、窓口でご相談ください。

えがおがいちばん!!



いすみ あいり
和泉 愛理ちゃん (11か月)

『笑顔がかわいい愛理ちゃん！これからもその笑顔を大切に。』(あさひが丘)



編集室のひとりごと

どうにかこうにか今号の完成にも目途が立ち、心地よい春眠に身を任せていた日曜日の朝8時。「パパ、起きて。始まるよ。」と、息子の声。あわててテレビのリモコンに手を伸ばし、スイッチオン。良かった、間に合った。そう、我が家では幼稚園に通う子供の影響？で、特撮ヒーローものの番組を観る機会が多いのです。何十年ぶりでしょう、初めの頃こそ画面狭しと飛び回るヒーローに自分の子供時代を思い出し、「へ～、今でもやってるんだ」と昔を懐かしんで観ていたのですが、CGを始めとする最近の映像技術の凄いいことといたら！背中チャックもピアノ線も見当たりません。今となっては、子供そつちのけで私のほうが楽しんでいる始末。改めて技術の進歩に感心。あの技術をどうにか広報作成にも生かして、ボタン一つで紙面を「見やすく、分かりやすく、それでいて最高にお洒落」なんて具合に作り変えてくれる機能があればなあって、そんな都合のいいものは無いですよええ。・・・はい、精進します。(ハル)

お子さんの写真 募集中!!

詳しくは広報広聴課まで (☎ 82-1133)